

同点の場合の取扱いについて（案）

最上位の団体の総合計得点が同点となった場合

- ① 各委員の採点において順位点により、最上位の者を2点、次点の者を1点、その他の者を0点として、その合計点が最上位の者を指定管理者の候補者として選定する。
- ② それでも決しない場合は、下記「選定基準優先順位設定表」により、優先順位第1位の項目の各採点委員の点数を合計し、その合計点を比較して最上位の団体を、候補者として選定する。
ただし、第1位の項目の各採点委員の合計点が同点であった場合には、第2位の項目の各採点委員の合計点を比較する。
以下、第3位の項目まで順に各採点委員の合計点を比較し、候補者の団体を選定する。
- ③ 上記による選定方法でも候補者の団体が決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。

■ 選定基準優先順位設定表

優先順位	選定基準中の「条例に定める指定の要件」の項目
第1位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第2位	(5) 市営住宅等の効用を最大限発揮させることができること。
第3位	(3) 入居者及び使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。